

## 第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

### 1 感染症の発生の予防のための施策に関する考え方

- (1) 感染症の発生の予防のための対策においては、事前対応型行政の構築を中心として、県及び市町村が国と連携しながら具体的な感染症対策を企画、立案、実施及び評価していく。また、県は、想定と異なる新興感染症が発生した際には、遅滞なく国と連携を図るとともに、必要に応じて適切な対策の実施に係る提言を行う。
- (2) 県等は、感染症の予防のための施策の最も基本的な事項として、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症及び新興感染症の感染症発生動向調査を積極的に推進する。さらに、県等は平時における食品衛生対策や環境衛生対策等について、関係機関及び関係団体と連携を図りながら具体的に講ずる。
- (3) 予防接種による予防が可能であり、ワクチンの有効性及び安全性が確認されている感染症については、実施体制を整備し、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき適切に予防接種が行われることが重要である。また、市町村は、地域の医師会等との十分な連携により個別接種<sup>22</sup>の推進を図るなど、対象者が予防接種をより安心して受けられるような環境の整備を地域の実情に応じて行う。さらに、県及び市町村は、希望する県民が予防接種を受けられるよう、実施機関等についての情報を積極的に提供する。併せて、予防接種は、極めて稀ではあるが不可避免的に健康被害が起こりうるという特性があることから、相談体制等も含めた丁寧な情報発信を行うなど、積極的な支援に努める。

### 2 感染症発生動向調査

- (1) 感染症発生動向調査については、精度管理を含め全国的に統一的な体系で進めるとともに、本県の実情に応じて情報等の追加を行い、効果的かつ効率的に実施することが重要である。このため、県等は、特に診療や検案<sup>23</sup>等を行う医師に対して本事業の重要性について説明し、医師会及び感染症の患者の理解と協力を得ながら、適切に進める。
- (2) 県等は、法第12条に規定する感染症に関する医師の届出の義務について医師会等を通じて周知を行い、病原体の提出を求めるとともに、最新の医学的知見を踏まえた感染症発生動向調査の実施方法の見直しについての検討やデジタル化を図り、迅速かつ効果的な情報収集及び分析を推進する。また、県は、法第14条第1

<sup>22</sup> 市町村長の要請に応じて予防接種に協力する旨を承諾した医師が医療機関で行う予防接種。

<sup>23</sup> 医師が死体の外表を検査し死因等を判定すること。

## 第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

項及び第14条の2第1項に規定する医療機関の指定に当たっては、定量的な感染症の種類ごとの罹患率等の推定を含めて、感染症の発生の状況及び動向の正確な把握ができるように行う。

- (3) 法第13条の規定による届出を受けた県及び保健所設置市の長（以下「知事等」という。）は、当該届出に係る動物又はその死体が感染症を人に感染させることを防止するため、速やかに積極的疫学調査<sup>24</sup>の実施その他必要な措置を講ずる。この場合において、保健所、衛生環境研究所、動物等取扱業者及び畜産農業者等の指導を行う機関等は相互に連携して対応する。
- (4) 一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者並びに新感染症にかかっていると疑われる者については、法に基づき感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置並びに患者に対する良質かつ適切な医療の提供が迅速かつ適切に行われる必要があるが、また、四類感染症については、病原体に汚染された場合の消毒、ねずみ族の駆除等の感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があるほか、一部の五類感染症についても、感染の拡大防止のために迅速に対応する必要があることから、県等は、医師から知事等へ適切な届出が行われるよう周知する。
- (5) 二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の疑似症<sup>25</sup>については、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置を迅速かつ適切に行うため、県等は、法第14条に規定する指定届出機関が知事等への適切な届出が行われるよう周知する。また、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の疑似症について、厚生労働大臣が認めたときは、県等は指定届出機関以外の病院又は診療所の医師に対し、知事等への届出を求める。
- (6) 感染症の病原体の迅速かつ正確な特定は、患者等への良質かつ適切な医療の提供や感染症の発生の予防及びまん延の防止のために極めて重要な意義を有している。このため県等は、衛生環境研究所を中心として、病原体に関する情報を統一的に収集、分析及び公表する体制を構築するとともに、患者等に関する情報も含め全国一律の基準及び体系で一元的に機能する感染症発生動向調査体制を構築する。また、衛生環境研究所は必要に応じて医療機関等<sup>26</sup>の協力を得ながら、病原体の収集及び分析を行う。
- (7) 感染症対策の推進にあたり、県等は、国や他の都道府県等から提供される情報のみならず、他の都道府県等との連携や様々な情報媒体を活用して、国内の

---

<sup>24</sup> 法第15条に規定する感染症の発生の状況、動向及び原因の調査のこと。

<sup>25</sup> 法第14条第1項に規定されるものを指し、発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。

<sup>26</sup> 医療法第1条の2第1項に規定する医療提供施設をいう。

## 第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

他の地域や海外における感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報収集を積極的に行う。

### 3 感染症の予防のための対策と食品保健対策及び環境衛生対策との連携

---

- (1) 県等は、食品媒介感染症<sup>27</sup>の発生予防に当たり、食品衛生部門が食品の検査及び監視を要する業種や給食施設への発生予防指導を主体的に行い、感染症対策部門が二次感染によるまん延の防止等の情報の公表や指導を主体的に行うこととし、両部門が連携を図りながら、効果的かつ効率的に進める。
- (2) 平時において、県等は、水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介する感染症の発生の予防対策を講ずるに当たり、感染症対策部門と環境衛生部門が十分に連携し、地域住民に対して感染症を媒介するねずみ族及び昆虫等（以下「感染症媒介昆虫等」という。）の駆除並びに防鼠及び防虫に努めることの必要性等の正しい知識の普及、蚊を介する感染症<sup>28</sup>が流行している海外の地域等に関する情報の提供、野鳥等の死亡鳥類<sup>29</sup>の調査及び関係業種への指導等を行う。
- (3) 平時における感染症媒介昆虫等の駆除並びに防鼠及び防虫は、感染症対策の観点からも重要であるが、地域によって実情が異なることから、市町村が各々の判断で適切に実施する。また、消毒及び駆除等に当たっては、過剰な消毒及び駆除等とならないよう配慮する。

---

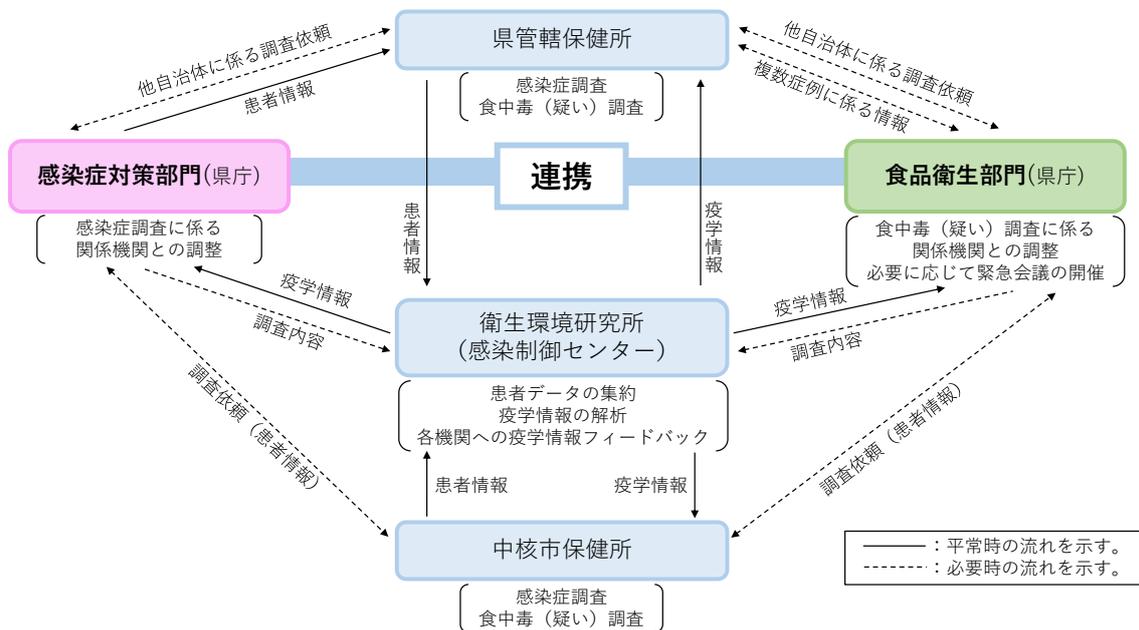
<sup>27</sup> 食品により媒介される感染症。腸管出血性大腸菌感染症などがある。

<sup>28</sup> 蚊媒介感染症。病原体を保有する蚊に刺されることによって起こる感染症のこと。主な蚊媒介感染症には、ウイルス疾患であるデング熱、チクングニア熱、ジカウイルス感染症、日本脳炎等がある。

<sup>29</sup> 死亡又は衰弱した野鳥等及びその排泄物。

## 第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

【図5 感染症対策部門と食品衛生部門の連携体系図】



### 4 検疫所の感染症侵入予防対策との連携

検疫所長が、国内に常在しない感染症の病原体が船舶又は航空機を介して国内に侵入することを防止するため、また、医療機関に迅速かつ適確に入院を委託することができる体制を整備するために必要がある場合、県内に所在する医療機関の管理者は、検疫所長と協議し、協定を締結する。このとき、知事は、当該検疫所長から意見照会があった場合は、必要に応じて意見を述べ、また、当該協定を締結したときに当該検疫所長が知事に発出する通知を踏まえ、県等が行う感染症対策との連携を図る。

### 5 関係部局及び関係団体との連携

県及び市町村は、感染症の予防を効果的かつ効率的に進めるために、感染症対策部門、食品衛生部門、環境衛生部門及び家畜防疫部門等の連携を適切に図るとともに、必要に応じて、学校、企業等の関係機関及び団体等とも連携を図る。

さらに、県等は、国、他の都道府県及び市町村、医師会等の専門職能団体や高齢者施設等関係団体等との連携体制を、県連携協議会等を通じて構築する。

また、広域での対応に備え、国や都道府県間の連携強化を図るとともに、必要に応じて検疫所との連携を図る。

## 第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

### 連携協議会委員等からの意見・要望

- ・ 定点観測では拾い上げられない全体の感染状況をどう把握していくかが課題である。
- ・ HER-SYS<sup>30</sup>の入力が非常に煩雑だった。県の感染状況を把握するために本当に必要な情報は何か、精査してほしい。
- ・ 予防接種を行う場合、市町村レベルでの小規模な集団接種より、医療機関での接種に委ねた方がよいのではないかと。
- ・ 行政は、新型コロナウイルス感染症まん延時に諸外国で見られたロックダウン(都市封鎖)などの非常時の施策を常に考慮しておくべき。
- ・ 想定と異なる新興感染症が発生した際には、対応について必要に応じて国に申し入れしてほしい。(第4に関連)

---

<sup>30</sup> 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム。Health Center Real-time information-sharing System on COVID-19。保健所等の業務負担軽減及び保健所・都道府県・医療機関等をはじめとした関係者間の情報共有・把握の迅速化を図るために開発され、2020年5月末から2023年9月30日まで運用された。